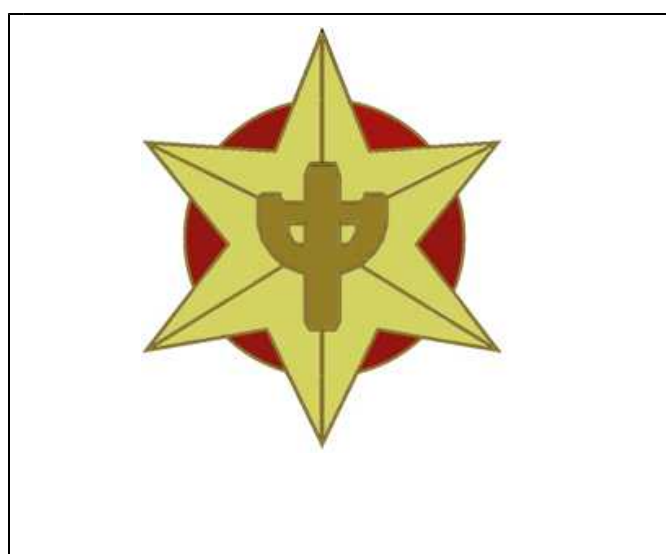


光野中学校いじめ防止基本方針



令和8年4月

白山市立光野中学校

目次

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

2 いじめの防止等のための対策

(1) 実施する施策

- 道徳教育及び体験活動等の充実
- 生徒主体的な取組の推進
- 生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
- 週末アンケートの実施
- 相談体制、指導体制の整備
- いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実
- ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
- いじめに対する措置
- 重大事態（法第28条）への対処
- 出席停止の手続き

(2) 学校が実施する施策

- 組織等の設定
- 光野中学校いじめ防止基本方針の策定
- 光野中学校いじめ防止基本方針の内容と留意点
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- 学校におけるいじめの防止等に関する措置

3 重大事態(法第28条)への対処

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査
- (3) 調査結果の報告
- (4) その他の留意事項

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利条約に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校のいじめ対策組織を活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は柔軟な対応による対処も可能である。これらの場合であっても、片方が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要である。

○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（５）地域や家庭との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばＰＴＡや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協議する体制が必要である。

（６）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

２ いじめの防止等のために実施すべき施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

（１）実施する施策

○ 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

○ 生徒の主体的な取組の推進

生徒が学級活動や生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

○ 生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

○ 週末アンケートの実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施する。

○ 相談体制、指導体制の整備

生徒・保護者・教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、関係機関との連携等の体制を推進する。

○ いじめの防止のための対策に関する教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

- ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえてインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。
- いじめに対する措置
 - ・ 報告を受けたときは、必要に応じ、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣、警察等の関係機関との連携等、必要な措置を講ずる。
 - ・ いじめを行った生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずる。その措置を行った場合には、学習支援などの教育上必要な措置を講じ、立ち直りを支援する。また、いじめられた生徒又は保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 重大事態(法28条)への対処

「いじめ対策第三者機関」を設置することができる。

法第14条第3項の趣旨に基づき、専門的な知識及び専門的な経験を有するものとして、弁護士、医師、臨床心理士等、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係を有しない第3者の参加を図り、公平性・中立性を確保する。
- 出席停止の手続き

出席停止の手続きに関し必要な事項を周知する。
- 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- 学校運営の改善
 - ・ 教職員がいじめの防止に適切に取り組んでいけるように、学校指導体制の整備を推進する。
 - ・ 民生委員や町内会等の地域コミュニティなどの関係団体等に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

(2) 学校が実施する措置

学校は、いじめ防止等のため、光野中学校いじめ防止基本法方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、対策を推進する。

○ 組織等の設置

- ・ 学校は、複数の教職員・心理、福祉等の専門的意識を有するその他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（法第22条）。
- ・ 学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに学校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

○ 光野中学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

各学校は、国の基本方針、県の基本方針、市の基本方針を参考にして、学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容などを「学校いじめ防止基本方針」として定める。

- ・ 組織として一貫した対応をする。
- ・ 学校の対応をらかじめ示す。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。

○ 光野中学校いじめ防止基本方針の内容と留意点

- ・ いじめに向かわない態度、能力の育成等のいじめが起きにくい、許さない環境づくりのために、取組の方針を定めたり、具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応のあり方についてのマニュアルを定め、具体的な取り組みをする。
- ・ いじめの加害生徒に対する成長支援の観点から、加害生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針に盛り込む。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付ける。いじめの防止の取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しを行うに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等と協議を重ね、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。
- ・ 策定した光野中学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

○ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ・ 学校いじめ対策組織は、校長、教頭、生徒指導担当教諭、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員等、生徒に最も接する機会の多い教諭も参画し構成する。

- ・ スクールカウンセラー、生徒指導サポーター（警察官経験者）、いじめ対応アドバイザーなどの外部専門家を当該組織に参画する。
 - ・ 学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。
-
- ・ 学校いじめ対策組織の役割
 - ①未然防止
 - ②早期発見・事案対処
 - ・ 学校はいじめの早期発見のため、相談・通報を受ける窓口となる。
 - ・ いじめの早期発見・事案対処のため、情報の収集と記録、共有を行う。
 - ・ 情報があったときには、情報の迅速な共有、生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
 - ・ いじめ被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
 - ③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修の計画、実施。
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
 - ・ 学校いじめ対策組織は、生徒保護者に対して、自らの存在及び活動内容が認識される取組を実施するよう努める。
 - ・ いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるよう努める。
 - ・ 生徒に対するアンケートを実施する際に、生徒が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容に4つについて、具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげるよう努める。
 - ・ 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。
 - ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は、組織的に行うことが必要であり、学校が情報の収集と記録、共有を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校に報告・相談する。
 - ・ 学校に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- ・ 学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように）を明確に定めておく。

○ 学校におけるいじめ防止等に関する措置

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

①いじめの防止

- ・ 全ての生徒を対象に、生徒が自発的にいじめ問題について考え、いじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・ 生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業作りや集団づくりを行う。
- ・ 学校は生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

②早期発見

- ・ 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くする。
- ・ 学校は、週末アンケートや個人懇談等の教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。
- ・ 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- ・ 学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

③いじめに対する措置

- ・ 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ 学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- ・ 教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- ・ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。
- ・ 加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・ 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。
- ・ 行為が止んでいない場合、改めて相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・ 被害生徒本人保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・ 学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・ 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 重大事態への対処

（１） 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、市教委へ、事態発生について報告する。

（２） 学校による調査

- ① 学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を適切に実施する。
- ② 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査に当たる。

（３） 調査結果の報告

- ① 学校が調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ② 学校が調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) その他の留意事項

学校は、重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- ・ 「光野中学校いじめ防止基本方針」を公表する。